

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る日本政策金融公庫（国民生活事業）の融資について

	第一弾（初動対応）		第二弾	
制度名	セーフティネット貸付（以下、SN貸付）	衛生環境激変対策特別貸付（以下、激変貸付）	新型コロナウイルス感染症対策特別貸付	新型コロナウイルス対策マル経
適用開始日	2月14日～		最短で3月17日（火）見込	
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口（数値要件なし）	最近1か月間の売上高が10%以上減の生活衛生関係営業者	新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、最近1か月間の売上高が5%以上減少している事業者	
貸付限度額	4,800万円以内	旅館業：別枠3,000万円 飲食・喫茶：別枠1,000万円	別枠6,000万円	別枠1,000万円
貸付利率	基準利率	組合員：基準利率▲0.9% 組合員以外：基準利率	○3,000万円以内まで 当初3年間： 災害利率▲0.9%（0.46%） 4年目以降：災害利率 ○3,000万円超 全期間：災害利率（1.36%）	当初3年間： 経営改善利率▲0.9%（0.31%） 4年目以降： 経営改善利率（1.21%）
貸付期間（据置期間）	設備：15年（3年） 運転：8年（3年）	運転：7年（2年）	設備：20年（5年） 運転：15年（5年）	設備：10年（4年） 運転：7年（3年）
その他	○一定の条件に該当した場合、新型コロナウイルス感染症対策特別貸付に遡及適用可能	○一定の条件に該当した場合、新型コロナウイルス感染症対策特別貸付に遡及適用可能	○一定の条件に該当した場合、一定範囲を無利子化 ○一定の条件に該当した場合、SN貸付及び激変貸付から遡及適用可能	○一定の条件に該当した場合、一般マル経を遡及適用可能 ※無利子化の対象外

拡
充

(2) 利子補給による「無利子化」の概要について

※ 現在、利子補給のスキーム等を検討中の制度案である点をお含みおきください。

※ 利子補給の実施機関は別途決定される予定です。

	内 容	
対象となる貸付制度	新型コロナウイルス感染症対策特別貸付（ <u>新型コロナウイルス対策マル経は対象外</u> ）	
対象となる事業者の要件	新型コロナウイルス感染症対策特別貸付により借入を行った事業者のうち、次の要件に該当するもの	
	①個人事業主	要件なし
	②小規模事業者（法人）（注）	売上高が <u>15%</u> 減少
③中小企業者（上記①、②を除く。）	売上高が <u>20%</u> 減少	
対象となる利子の範囲	新型コロナウイルス感染症対策特別貸付を適用した 3,000 万円以内までの範囲で、当初 3 年間低減利率（▲0.9%）を適用した部分の支払利息	

（注）小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員 20 名以下

卸売業、小売業、サービス業は従業員 5 名以下